

平成31年第4回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録

開催日時	平成31年3月7日（木） 午後3時10分から午後4時32分まで
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長 山下 由行 教育長職務代理者 今井 智一 委員 松山 顕子 委員 野口 喜代美 委員 山脇 秀錬
事務局出席者	教育部長 玉木 正生 次長（学校教育担当） 井用 重喜 次長（指導担当） 奥田 邦彦 教育総務課長（教育環境整備担当） 伴 統子 社会教育課長 相楽 宏美 甲南図書館交流館長 富田 源一 甲南公民館長 黒川 康司 教育総務課総務企画係長 菊田 初美
書記	教育総務課長補佐（総務企画担当） 中井 さおり

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 報告事項

- (1) 甲賀市図書館サービス計画第2次計画（案）および甲賀市子ども読書活動推進計画第3次計画（案）にかかるパブリック・コメントの実施について

2. 協議事項

- (1) 議案第6号 第3期甲賀市教育振興基本計画の策定について
- (2) 議案第7号 甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 議案第8号 平成31年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について

3. その他、連絡事項など

◎教育委員会会議

〔開会 午後3時10分〕

教育総務課長 ただ今から、平成31年第4回甲賀市教育委員会臨時会を開催させていただきます。

教育総務課長 開会にあたりまして、市民憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

教育総務課長 ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、山下教育長からご挨拶をいただきまして、続いて議事の進行をお願いいたします。

教育長 皆さんこんにちは。第4回教育委員会臨時会開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方もご承知のように、現在3月議会の開会中であります。昨日一般質問が終了し、現在は各委員会が開催されております。代表質問、一般質問では併せて15名の議員の方からご質問がありました。複数の議員からご質問いただきましたのは幼保・小中学校再編計画についてでありました。特に、既に報告をいただいている中に現段階では存続という結論を出していただいた地域もありますことから、再編計画を修正する考えがあるかという問いでありました。私どもの答弁では、計画の骨子そのものを変更する考えはないことを明確にさせていただきました。ただし、実施に当たっては地域の思いをしっかりと受け止めた対応をさせていただくことをお伝えさせていただきました。

平成31年度中には該当するすべての地域で検討協議会を設置いただき、ご意見をまとめていただくよう働きかけを進めていきたいと考えています。

さて、先月末に県教育委員会よりある通知がございました。それは「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について」という通知でありました。これは、1月末に文部科学省が各都道府県教育長に出した通知を受けて各市町に下りてきたものです。教員などの超過勤務が長時間になっている現状を見過ごすことができないことから文部科学省が出されたガイドラインであります。県や市町ではこのガイドラインに沿った方針を策定しなければなりません。

ガイドラインでは1箇月の超過勤務は45時間を超えないこと。年間では360時間を超えないこと。臨時的に特別な事情がある場合においても1箇月100時間を超えないこと、また年間720時間を超えないこと等とされております。甲賀市において7月9月10月11月12月の5箇月間の月平均超勤時間を集計しましたところ45時間を超える教員は平成29年度56%、平成30年度は50%となっており、昨年からの働き方改革の成果は一定現れてきているものの、ガイドラインが示す数値に近づけるにはかなりの取組が必要であると考えられます。

学校現場には確かな学力の育成だけでなく、道徳教育、生徒指導、教育相談、特別支援教育等々取り組むべき課題や、体験学習や行事の準備など時間をかけなければならない内容も山積いたしております。さらには子どもの安心・安全を守る取組など、学校は時間がいくらあっても足りない現状であります。学校の実態をしっかりと把握しながら、実効性のある方針が出せるよう検討していかなければならないと考えているところです。

ところで、教員には超過勤務手当が付かないことはかなり知られてきておりますが、超勤手当が付かない代わりに教職調整額という月給の4%の手当が付いていますが、週当たり1時間半の超勤相当の手当

であることや、校長が教員に超過勤務を命じられるのは、学校行事、実習、職員会議、非常災害や生徒指導の緊急対応の限定された4項目だけであり、部活動や教材研究、授業準備などで超過勤務は命じることはできないなど、一般の市民の方がご存じないことも多くあるのが現状です。また、そのような中、保護者や地域の方にもご理解いただける方針を作成しなければならないとも考えています。

本日は教職員人事など臨時にご協議いただかなければならない案件があります、よろしくご協議いただくことをお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

教育長 それでは、次第に基づきまして、会議に入らせていただきます。

1. 報告事項(1) 甲賀市図書館サービス計画第2次計画(案)および甲賀市子ども読書活動推進計画第3次計画(案)にかかるパブリック・コメントの実施について、資料1に基づき、説明をお願いします。

甲南図書交流館長 それでは、(1) 甲賀市図書館サービス計画第2次計画(案)および甲賀市子ども読書活動推進計画第3次計画(案)にかかるパブリック・コメントの実施について、資料1に基づきご報告を申し上げます。

(以下、資料1により報告)

教育長 ただ今の(1) 甲賀市図書館サービス計画第2次計画(案)および甲賀市子ども読書活動推進計画第3次計画(案)にかかるパブリック・コメントの実施について、何かご意見ご質問等はございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは(1) 甲賀市図書館サービス計画第2次計画(案)および甲賀市子ども読書活動推進計画第3次計画(案)にかかるパブリック・コメントの実施については、報告事項として終わらせていただきます。

教育長 続いて、2. 協議事項(1) 議案第6号第3期甲賀市教育振興基本計画の策定について、資料2に基づき説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、(1) 議案第6号第3期甲賀市教育振興基本計画の策定に

ついて、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料2により説明)

教育長 　ただ今の(1)議案第6号第3期甲賀市教育振興基本計画の策定について、何かご意見ご質問等ございませんか。

教育長 　1点確認なのですが、前回に「5.5交流」のことがでていたが残すのですね。

教育総務課長 　はい。「5.5交流」は実施していますし、21ページ小学校との連携で多学年との交流については書かれています。「5.5交流」についても推進していくということでこのまま記載します。

教育長 　「5.5交流」は残すということですね。他に、ご意見ご質問等ございませんか。

委員 　英語の教科化のところで、文部科学省は「外国語」の表記を使っていますので、28ページからの「英語」と「外国語」の表記について確認して下さい。

教育長 　「英語」と「外国語」という言葉の使い方の整理ですね。これによって考え方や主旨が大きく変わるというような問題がありますか。

委員 　そのようなことはありません。

教育長 　それでは、「英語」、「外国語」の文言整理は最終していただくとして第3期甲賀市教育振興基本計画の(案)をとるという形よろしいでしょうか。この計画の策定について、長期にわたりご協議をいただきました。最終、細かなところの文言整理をしていただくとして、(案)をとるということよろしいでしょうか。

教育長 　ありがとうございました。(1)議案第6号第3期甲賀市教育振興基本計画の策定については、現在提出されている計画案のとおり可決させていただきますと思います。

教育長 　続いて、(2)議案第7号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について資料3に基づき説明をお願いします。

教育総務課長 　それでは、(2)議案第7号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、資料3に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料3により説明)

教育長 　　ただ今の(2)議案第7号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 　　それでは特にご意見はございませんので、(2)議案第7号甲賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定については、原案どおり可決することといたします。

教育長 　　次に、(3)議案第8号平成31年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申についての案件に入らせていただきます。

教育長職務代理者 (3)議案第8号平成31年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申については、人事に関することであることから、非公開とすることを提案します。

教育長 　　ただ今、教育長職務代理者から(3)議案第8号平成31年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について、非公開とする動議がありましたので、採決に入ります。(3)議案第8号平成31年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について、非公開とすることについて、賛成の委員は挙手を願います。

委員 　　<挙手全員>

教育長 　　挙手全員であります。

よって、甲賀市教育委員会会議規則第7条により当該議案の審議は非公開とすることに決定いたしました。

では、非公開による審議に入りますので、教育委員、所管次長以外は、一旦ご退席ください。

(関係者以外退出)

(非公開の議事開始)

以下の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び甲賀市教育委員会会議規則第7条の規定により非公開

議案第13号平成31年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について

(非公開の議事終了・退席者入室)

教育長 では、会議を再開します。

先程の、(3)議案第8号平成31年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申については、原案どおり可決しましたことを報告いたします。

教育長 次に、3. その他、連絡事項に移ります。まず、甲賀市青少年活動安全誓いの日条例に伴う事業についての説明をお願いします。

指導担当次長 甲賀市青少年活動安全誓いの日条例に伴う事業について、平成31年度より変更させていただく内容を説明いたします。

大きな変更点としましては、まず2の(1)青少年活動セミナーの開催でございます。甲賀市青少年活動安全誓いの日条例に伴う事業のうち、甲賀市青少年活動安全誓いのつどいに関しましては、これまで7月31日に市職員をはじめ、青少年活動に関わる団体の指導者、及び広く市民全体にお呼びかけをし、市民ホールにおいて市の取組状況の報告とともに青少年活動の安全に関する講演を行ってまいりました。このことにより、市の事業等に関する安全執行体制の強化、並びに市民が自ら安全で安心できるまちをみんなで考え、創りあげていくセーフコミュニティの取組にも繋がってまいりました。

今後は、四万十川の事故の教訓を、より子どもたちの身近なところで活かし続けていくために、子どもたちに直接関わっていただいている指導者の方を対象として、青少年活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識していただき、安全で効果的な活動が全ての子どもたちに届けていただけるよう、講演会及びワークショップ形式

により、ともに考え、ともに高めあえる場として、青少年活動セミナーを実施します。

また、戻っていただき1の(1)でございますが、職員に対しては、事故を決して忘れることなく、教訓とし、全ての事業、施策に安全と効果をマネジメントし、お二人の大切な命を将来のまちづくり全体に活かし続けることを誓うため、7月31日の朝礼時に市長からの訓示と黙祷を行います。

さらに裏面の(4)でございますが、7月にあいコムこうかを利用して市の安全管理の取組状況を放映するなど、広く市民の皆様にも周知啓発をし、市全体での安全への取組も続けてまいります。その他、安全管理推進運動強調月間の取組、職員や指導者への研修の実施、施設の安全点検、野外活動備品の貸出などを継続して実施いたします。

なお、今回の変更につきましては、ご遺族にお話をさせていただきました。今後、議会へも説明をしてまいりたいと考えております。以上説明といたします。

教育長

ただ今説明がありました。大きな変更点としましては、ホールで行っていましたが大規模な集会は、次年度からはセミナーという形で、子どもたちに集中的に関わってくださる指導者が、ワークショップ形式等で実質的な安全対策のための研修をしていくこととしています。ただ、市の職員としては、このことを風化させてはいけないということから7月31日を特別な日として、市長の訓示のもとに振り返り、考える時間を持つこととします。皆様方からご質問いかがでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

その他連絡事項等はございますでしょうか。

教育部長

甲賀市教育委員会の平成31年度組織体制(案)についてご説明申し上げます。大きく3つの点で変更があります。1点目は、「社会教育課」と「文化スポーツ振興課」を統合し「社会教育スポーツ課」とします。理由としまして、社会教育課生涯学習係と文化スポーツ振興課文化振興係は、市民の生涯学習の動機付けや目的達成の支援、また、

場所を提供するなどの業務をともに行っており、ひとつの課で事業執行することが効率的と考えます。

また、社会教育課青少年育成係と文化スポーツ振興課スポーツ振興係は、自然体験やスポーツを手法として青少年教育を実施しており、ひとつの課で事業執行することで幅広い社会教育につなげることができると考えます。

2点目は、「社会教育スポーツ課」内に「国体・全国障害者スポーツ大会推進室」を設置します。この設置については、2020年パラリンピックに出場するシンガポールチームのホストタウン及び2024年滋賀国体・全国障害者スポーツ大会の種目開催に向けた準備を早急に進める必要があるためです。

3点目は、教育総務課に「施設係」を設置します。教育総務課の「学校管理係」を廃止し、社会教育課、文化スポーツ振興課及び歴史文化財課が所管する施設の管理や修繕等に加え、各教育施設の整備管理計画を統括するなど、学校施設とその他の教育施設を一元管理することが目的であります。以上説明とさせていただきます。

教育長 ありがとうございました。

教育長 それでは、以上をもちまして、平成31年第4回甲賀市教育委員会臨時会を閉会とさせていただきます。

〔閉会 午後4時32分〕